

令和 6 年 1 2 月 4 日
こども未来部こども家庭支援課

江東区児童館条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和 7 年度より塩浜児童館に指定管理者制度が導入されることに伴い、利用時間及び休館日を変更するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 利用時間

現行		改正後	
火曜日から土曜日まで並びにこどもの日、都民の日、夏季、冬季及び春季休業日	午前 9 時から午後 6 時まで	月曜日から土曜日まで（こどもの日及び敬老の日を除く。）	午前 9 時から午後 7 時までの日を除く。）
第 2 及び第 4 日曜日（こどもの日、都民の日、夏季、冬季及び春季休業日を除く。）	午前 9 時から午後 5 時まで	第 1、第 3 及び第 5 日曜日並びにこどもの日及び敬老の日	午前 9 時から午後 6 時まで

(2) 休館日

現行	改正後
1 月曜日	1 第 2 及び第 4 日曜日
2 第 1、第 3 及び第 5 日曜日	2 こどもの日及び敬老の日を除く休日
3 こどもの日を除く休日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日	3 年始（1 月 2 日及び同月 3 日）
4 年始（1 月 2 日及び同月 3 日）	4 年末（12 月 29 日から同月 31 日まで）
5 年末（12 月 29 日から同月 31 日まで）	

3 新旧対照表

2 ページのとおり。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

江東区児童館条例 新旧対照表

現行						改正案					
本則（略）						本則（略）					
別表第 1（第 5 条関係）						別表第 1（第 5 条関係）					
名称	利用時間				休館 日	名称	利用時間				休館 日
	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	
江東区森下児童館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	江東区森下児童館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
江東区塩浜児童館											
(略)											
備考（略）						備考（略）					
別表第 2（第 5 条関係）						別表第 2（第 5 条関係）					
名称	利用時間		休館日		(略)	名称	利用時間		休館日		(略)
	(略)	(略)					(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
江東区古石場児童館											
(略)											
備考（略）						備考（略）					
別表第 3（略）						別表第 3（略）					
						附 則					
						この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。					